

目 次

1. インボイス制度の概要	
(1) 内容	1
(2) 適格請求書発行事業者	3
(3) 適格請求書等の記載事項	4
(4) インボイス制度導入後の仕入税額控除の要件	6
(5) 令和4年度税制改正	8
2. 適格請求書発行事業者登録制度	
(1) 適格請求書発行事業者の登録	11
(2) 適格請求書発行事業者の情報の公表	18
(3) 適格請求書発行事業者の交付義務等	19
(4) 交付義務の免除	23
(5) 適格請求書の交付方法	25
(6) 適格請求書等の写しの保存義務	31
3. 適格請求書等の記載方法	
(1) 適格請求書の記載事項	35
(2) 適格簡易請求書の記載事項	37
(3) 適格返還請求書の記載事項	40
(4) 適格請求書等の記載に関する留意点	42
(5) 適格請求書等に記載する消費税額等の端数処理	51
4. インボイス制度における仕入税額控除の要件	
(1) 仕入税額控除の要件	55
(2) 請求書等の保存	56
(3) 帳簿の保存	66
(4) 免税事業者からの仕入れに係る経過措置	69
5. インボイス制度導入後の税額計算	
(1) インボイス制度導入後の消費税額の計算	71
(2) 消費税計算における割戻し方式と積上げ方式	76
(3) 売上げに係る税額の計算方法	78
(4) 仕入れに係る税額の計算方法	79
6. その他の留意点	
(1) インボイス制度導入後の経理処理	81
(2) 免税事業者取引に関する独占禁止法・下請法の取扱い	89
(3) インボイス制度における補助金制度	93

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、令和4年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しております。

1. インボイス制度の概要

(1) 内容

軽減税率制度の実施により、複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が令和5年10月1日から導入されます。

適格請求書等保存方式においては、現行の帳簿及び区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等に代えて、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

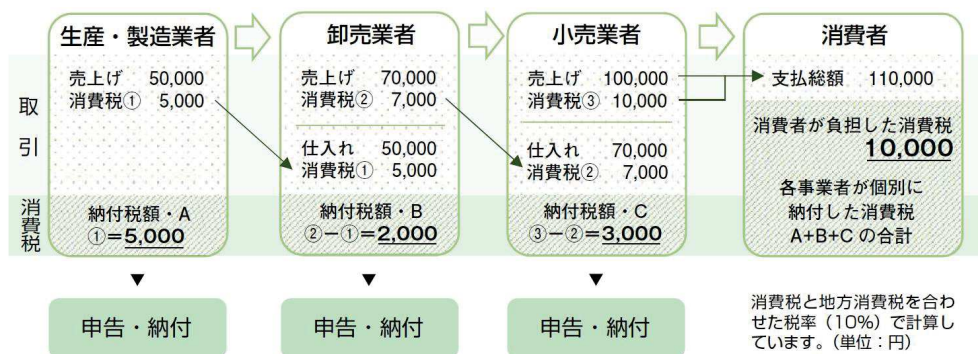
なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な「適格請求書」を発行できる事業者は、「適格請求書発行事業者」としての登録を受けた事業者に限られます。

また、帳簿及び区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存している場合には、一定期間において、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

【参考】

① 消費税の負担と納付の流れ

消費税とは、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税金で、最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付することとなります。



② 消費税額の計算方法等

上記①により、各事業者が納める消費税の計算は、「預かった消費税」から「支払った消費税」を差し引いて「納付税額」を求めることとなります。具体的には、次の算式のようにになります。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※} \text{ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※} \text{ (仕入税額)}$$

↓
仕入税額控除

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

なお、上記の仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存

【インボイス方式が導入されたら何が変わるのか】

- 請求書に記載すべき事項が変わります。
- 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます。(売り手側)
- 登録を受けた事業者には、適格請求書を交付する義務が生じます。(売り手側)
- 適格請求書発行事業者の登録には、申請が必要です。(売り手側)
- 仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります。(買い手側)
- 税額計算の方法が変わります。(積上げ計算)

(2) 適格請求書発行事業者

適格請求書発行事業者の登録は、納税地を所轄する税務署長に申請書を提出して適用を受けることとなります。ただし、「適格請求書発行事業者」の登録を受けることができる事業者は、課税事業者に限られますので、免税事業者は登録を受けることができません。

なお、適格請求書発行事業者の登録申請書は、適格請求書等保存方式導入前の令和3年10月1日から提出することが可能です。

※ 免税事業者であっても、課税事業者を選択することで「適格請求書発行事業者」の登録を受けることができます。なお、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間において登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(注) 適格請求書発行事業者の登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める届出書の提出が行われない限り、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、免税事業者となることはできません。

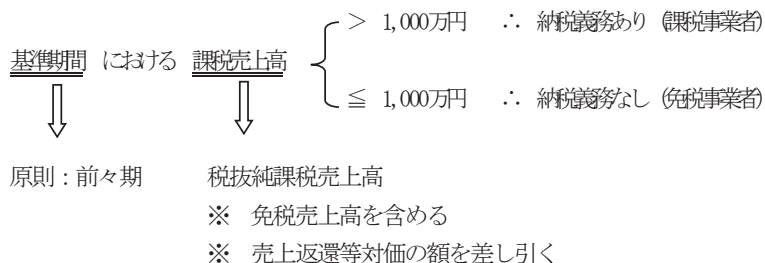
【課税事業者と免税事業者】

その課税期間※1の基準期間※2における課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります。このような事業者を「課税事業者」といいます。

これに対して、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はありません。このような事業者を免税事業者といいます。なお、免税事業者であっても届出書を提出することで課税事業者を選択することもできます。

※1 原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度

※2 原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度



「基準期間における課税売上高」

$$= \text{課税売上} \times \frac{100}{110} + \text{免税売上} - (\text{課税売上返還} \times \frac{100}{110} + \text{免税売上返還})$$

※ 軽減税率の場合には、100/108となります。

(3) 適格請求書等の記載事項

「適格請求書」とは、次に掲げる事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます。

なお、小売業、飲食業、タクシー業等の不特定多数の者に対して課税資産の譲渡等を行う事業に係る事業者については、適格請求書の記載事項を簡易にした「適格簡易請求書」を発行することができます。

【適格請求書の記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		△△商事(株)
(株)〇〇御中		登録番号 T012345・・・
11 月分	131,200 円	××年11月30日
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000 円
11/1	豚肉 ※	10,000 円
11/2	タオルセット	2,000 円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000 円	消費税 11,200 円
8%対象	40,000 円	消費税 3,200 円
10%対象	80,000 円	消費税 8,000 円
※ 軽減税率対象		

【適格簡易請求書の記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額
- ⑤ 消費税額等※又は適用税率

The diagram shows a simplified invoice form with the following fields and annotations:

- ①** Points to the header box containing the business name "スーパー〇〇", address "東京都・・・・", and registration number "登録番号 T123456・・・".
- ②** Points to the date field "××年11月30日".
- ③** Points to the item list box containing "ヨーグルト※", "カップラーメン※", and "ビール".
- ④** Points to the total amount field "合計 ¥874".
- ⑤** Points to the tax rate field "※ 軽減税率対象".

The invoice also includes the following details:

- Item list:

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
- Tax breakdown:
 - 8%対象: ¥324 (内消費税額 ¥24)
 - 10%対象: ¥550 (内消費税額 ¥50)
- Payment details:
 - お預り ¥1,000
 - お釣 ¥126

Annotation ⑤ points to the field "※ 軽減税率対象" with the text: "⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能".

※ 消費税額等とは、消費税額及び地方消費税額の合計額をいい、課税資産の譲渡等に係る税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に 100 分の 10（軽減対象課税資産の場合 100 分の 8）を乗じて計算した金額又は課税資産の譲渡等に係る税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に 110 分の 10（軽減対象課税資産の場合 108 分の 8）を乗じて計算した金額とします。

なお、消費税額等の計算において 1 円未満の端数が生じた場合には、税率の異なるごとに当該端数を処理します。

(4) インボイス制度導入後の仕入税額控除の要件

令和5年10月1日以降、仕入税額控除を行うには、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」等の保存が要件となります。したがって、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

なお、帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式と同様です。

また、適格請求書の交付義務が免除される公共交通機関からの課税仕入れなど一定の場合には、帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます。

消費税の計算方法において、令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、①「適格請求書」等に記載のある消費税額を積み上げて計算する「積上げ計算」と②適用税率ごとの取引総額に8/108、10/110を乗じて計算する「割戻し計算」を選択することができます。

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

① 帳簿の記載事項

- イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ロ 取引年月日
- ハ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ニ 対価の額

② 保存が必要となる請求書等の範囲

仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- イ 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ロ 買手が作成する仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ハ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ニ イからハの書類に係る電磁的記録

③ 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- イ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関の取引
- ロ 適格簡易請求書の記載事項を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ハ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引

- ニ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
ホ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

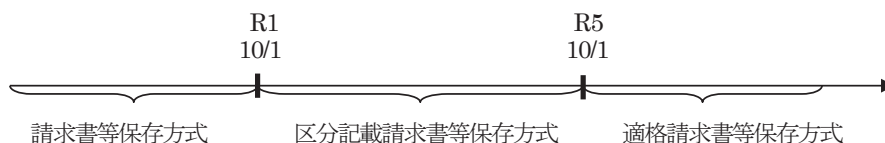
【免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置】

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者のほか、税務署長の登録を受けていない課税事業者からの課税仕入れ等に係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、帳簿及び区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存している場合には次のとおり、一定期間については仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期間	割合
令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

【仕入税額控除の要件】



(5) 令和4年度税制改正

令和4年度の税制改正により、インボイス制度について以下の改正が行われました。

① 適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用期間の延長

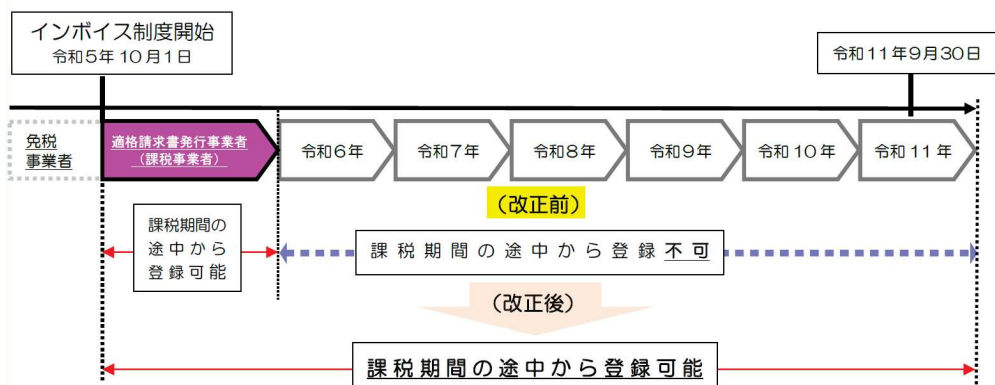
適格請求書発行事業者の登録については、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合は、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができる経過措置が設けられていますが、当該経過措置の適用期間が延長され、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においても、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができることとされました。(下記イ参照)

なお、上記の経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者となった場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできないので注意が必要です。(登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合を除きます。)

(下記ロ参照)

また、上記経過措置の適用を受けた場合、延長された期間においても登録を受けた日の属する課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出することにより、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

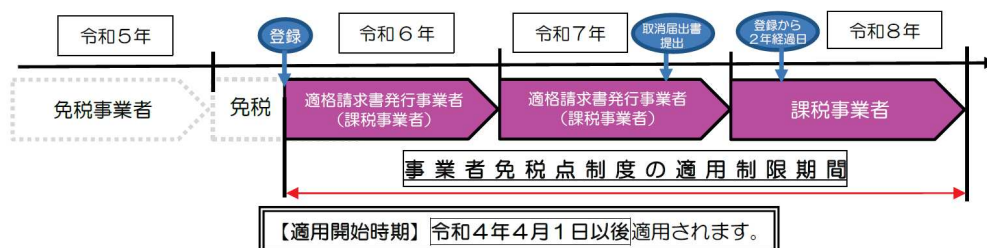
イ 個人事業者又は12月決算法人の場合の課税期間中の登録



ロ 個人事業者又は12月決算法人が、経過措置により令和6年2月1日に登録を受け、令和7年9月30日に取消手続を行った場合の事業者免税点制度の適用制限期間

この場合、令和8年12月末までは免税事業者となることはできませんので、登録取消の手続き※を行ったとしても、基準期間の課税売上高にかかわらず課税事業者となります。したがって、取消し後基準期間の課税売上高が1千万円以下となり、免税事業者となることができるのは、令和9年以降となります。

※「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」の提出が必要



② 納税管理人の届出を行っていない場合や虚偽記載を行って登録を受けた場合の登録の取消し

納税管理人を定める必要のある特定国外事業者以外の事業者が、納税管理人の届出を行っていない場合の申請について、登録を拒否することができることとされました。(納税管理人を定める必要のある適格請求書発行事業者が納税管理人の届出を行っていない場合は、登録を取り消すこととなります。)

また、事業者が、虚偽の内容を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して登録を受けた場合には、税務署長は、その登録を取り消すことができることとされました。

③ 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置の見直し (区分記載請求書に係る電磁的記録の提供を受けた場合における仕入税額控除)

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置 (80%控除又は 50%控除) の適用については、売手から「書類」で交付された区分記載請求書の保存が要件とされていましたが、区分記載請求書に係る電磁的記録の提供を受け、これを保存する場合にも、経過措置の適用を受けることができることとされました。

④ 経過措置期間における棚卸資産に係る消費税額の調整規定の見直し

免税事業者である期間において行った課税仕入れについて、適格請求書発行事業者から行ったものであるか否かにかかわらず、免税事業者が課税事業者となった初日の前日において有する棚卸資産に係る消費税額の全額について、仕入税額控除の適用を受けることができることとされました。

《軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール》

仕入税額控除 の方式	請求書等保存方式 (～令和元年9月)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月～)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月～)
税率	8.0% (消費税率 6.3%、地方消費税率 1.7%)	○ 標準税率 10.0% (消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%) ○ 軽減税率 8.0% (消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%)	
請求書等	請求書の記載事項 ・発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・対価の額(税込み) ・受領者の氏名又は名称 交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も交付可	左記に加え ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) ※ 上記①②は交付を受けた事業者の追記可	左記に加え ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は税抜価額又は税込価額 交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は交付不可
仕入税額控除 の要件	帳簿及び請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者等からの仕入税額控除可 せり売りなどにおいて代替発行された請求書による仕入税額控除可 中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可 3万円未満(税込み)の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可	帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書を含む。)の保存が要件 ※ 免税事業者等からの仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者等からの仕入税額控除不可 ただし、以下の特例あり。 令和5年10月～令和8年9月 80%控除可 令和8年10月～令和11年9月 50%控除可 一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可 請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可 原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要
適格請求書発行 事業者登録制度		令和3年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可	
税額計算	取引総額からの「割戻し計算」	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	・税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ・適格請求書の税額の「積上げ計算」 のいずれかの方法によることが可
売上税額の 計算の特例 (注)		軽減税率対象売上げの みなし計算(4年間)	
仕入税額の 計算の特例 (注)		軽減税率対象仕入れの みなし計算(1年間)	
		簡易課税制度の届出の特例 (1年間)	

(注) 税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。)のみに適用が認められます。